

中信高等学校体育連盟規約

第1章 総則

(名称および事務局)

第1条 本連盟は中信高等学校体育連盟と称し、その事務局を理事長の在任校に置く。

(組織)

第2条 本連盟は中信地区内の高等学校によって組織し、長野県高等学校体育連盟に属する。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本連盟は中信地区高等学校の体育振興を図るとともに、高等学校相互の親善を期して健全なスポーツの発展に努力することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達するために地区体育大会、講習会、調査研究の事業を行う。

第3章 役職員および専門部

(役職員)

第5条 本連盟に下記の役職員を置く。

会長 1名 副会長 1名 理事長 1名 副理事長 1名

常任理事 5名 (公立南地区2名・公立北地区2名・私学1名)

専門部選出理事 (各専門部委員長、ただし広報専門部は除く)

評議員 (各加盟高等学校長と学校代表者)

専門部委員 若干名

監査委員 2名 幹事 若干名

- 1 会長、副会長は評議員の決議によって決定する。
- 2 会長は本連盟を代表して事業を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し事故ある時はその職務を代理する。
- 4 理事長・副理事長は理事会の決議によって決定する。
理事長は会長の指示によって事業を執行する。
副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 専門部委員長は専門部委員会で選出し、会長が委嘱する。
- 6 専門部委員は専門部で選出し、評議員会の承認を得て会長が委嘱する。
専門部委員は所属する専門部の運営と研究に当たる。
- 7 監査委員は評議員会で推薦し会長が委嘱し、財務を監査する。
- 8 幹事は理事会で推薦し会長が委嘱する。幹事は事務を処理する。
- 9 本連盟に幹事として事務員1名をおく。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。但し再選を妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。役員は任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(専門部)

第7条 本連盟は下記の専門部をおく。

陸上競技、柔道、剣道、ソフトテニス、テニス、バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、ソフトボール、卓球、バドミントン、体操、新体操、相撲、弓道、水泳、サッカー、ラグビー、スケート、競技スキー、普及スキー、登山、ウエイトリフティング、自転車、空手道、定通、調査研究、広報

第4章 会議

(会議)

第8条 本連盟の会議は次のとおりとする。

- (1) 評議員会 (2) 常任理事会 (3) 理事会 (4) 専門部委員会

(評議員会)

第9条 1 評議員会は各加盟高等学校長と学校代表者をもって構成する。

- 2 評議員会は本連盟の最高議決機関であつて、会長が招集し、事業計画、予算、決算、規約、本規約に定める役員の選出および承認等の重要事項を審議決定する。
3 評議員会の議決は構成員の過半数をもって成立し、可否同数の場合は議長が決定する。
4 委任状をもって出席にかえることができる。

(常任理事会)

第10条 1 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成する。

- 2 常任理事会は会長が招集し、本連盟の会務および事業について緊急な事項で審議の必要がある場合はその任務にあたり、のちに理事会および評議員会に報告する。

(理事会)

第11条 1 理事会は会長、副会長、常任理事、専門部選出理事をもって構成する。

- 2 理事会は会長が招集し、各専門部委員会を統括し、本連盟の会務および事業について計画・運営を審議する。

(専門部委員会)

第12条 1 専門部委員会は専門部委員長と専門部委員をもって構成する。

- 2 専門部委員会は会長の承認を得て専門部委員長が招集し、所管事項について審議執行する。

第5章 会計

(経費)

第13条 本連盟の経費は下記のように施行する。

- (1) 学校分担金 (2) 大会参加料 (3) 補助金 (4) その他

(会計年度)

第14条 本連盟の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までに終えるものとする。

第6章 附則

(帳簿)

第15条 本連盟の事務局には下記の書類を備えておく。

- (1) 役員の名簿 (2) 会計に関する書類 (3) 会議録 (4) 事業記録
(5) その他規約ならびに事業実施上必要な関係書類

(長野県高等学校体育連盟役員)

第16条 本連盟の役員は長野県高等学校体育連盟（以下、県高体連）の役員を兼ねるものとする。

- 1 本連盟の会長は県高体連の副会長
2 本連盟の副会長は県高体連の評議員
3 本連盟の理事長は県高体連の理事
4 本連盟の常任理事の内3名は県高体連の評議員
5 本連盟の常任理事の内2名は県高体連の理事

(規約の改正)

第17条 本規約の改正は評議員会の議決を経るものとする。